

別表第9(第15条関係)

振動に係る規制基準

(単位 デシベル)

区域の区分		時間の区分	
		昼間	夜間
時間の区分		午前8時から午後7時まで	午後7時から翌日の午前8時まで
第1種区域		60	55
第2種区域	()	65	60
	()	70	65

備考

- 1 この表において「デシベル」とは、計量法別表第2に定める振動加速度レベルの計量単位をいう。
- 2 振動の測定は、計量法第71条の条件に合格した振動レベルを用い、鉛直方向について行うものとする。この場合において、振動感覚補正回路は鉛直振動特性を用いることとする。
- 3 測定点は、工場等の敷地境界線とする。ただし、敷地境界線上において測定することが適当でないと思われる場合は敷地境界線以遠の任意の地点において測定することができるものとする。
- 4 振動の測定方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 振動ピックアップの設置場所は次のとおりとする。

- ア 緩衝物がなく、かつ、十分踏み固め等の行われている堅い場所
- イ 傾斜およびおとつがない水平面を確保できる場所
- ウ 温度、電気、磁気等の外圍条件の影響を受けない場所

- (2) 暗振動の影響の補正 測定の対象とする振動に係る指示値と暗振動(当該測定場所において発生する振動で当該測定の対象とする振動以外のものをいう)の指示値の差が10デシベル未満の場合は、測定の対象とする振動に係る指示値から次の表の上欄に掲げる指示値の差ごとに同表の下欄に掲げる補正值を減ずるものとする。

(単位 デシベル)

指示値の差	3	4	5	6	7	8	9
補正值	3	2	1				

- 5 振動レベルの決定は次に掲げるとおりとする。

- (1) 測定器の指示値が変動せず、または変更が少ない場合は、その指示値
- (2) 測定器の指示値が周期的または間欠的に変動する場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値
- (3) 測定器の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、5秒間隔100個またはこれに準ずる間隔個数の測定値の80パーセントレンジの上端の数値

- 6 第2種区域()および()における、学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法第7条に規定する保育所、医療法第1条の5第1項に規定する病院および同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法第2条第1項に規定する図書館ならびに老人福祉法第20条の5に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50メートルの区域内および第2種区域()において第1種区域との境界より15メートルの区域内における当該基準は、本

表の規定にかかわらず本表の値からそれぞれ5デシベルを減じた値とする。

7 この表において「第1種区域」および「第2種区域」()()とは振動規制法第3条第1項の規定により、滋賀県知事が指定した区域とする。